

# つぶらな瞳？で総務省

総務省 総合通信基盤局 電気通信事業部  
データ通信課 課長補佐 高村 信

# 本日の目的

- ▶ 「総務省」の正しい取り扱い方を理解していただく。
- ▶ 上記のノウハウは、「役所言葉」を理解できる人たちに独占されている気もするので、(昼間から恐縮ですが)なるべく「酒飲み話モード」で語ってみる。
- ▶ 上記目的が達せられると、総務省職員的には、
  - ① 必要以上に恨まれない
  - ② オペレータな方々と会話するプロトコルが探れる
  - ③ 「とりあえず叫んでみる人」に負けないですむかなあ、と考えている次第。

# 一体総務省って何者？

## 総務省設置法 第3条

総務省は、行政の基本的な制度の管理及び運営を通じた行政の総合的かつ効率的な実施の確保、地方自治の本旨の実現及び民主政治の基盤の確立、自立的な地域社会の形成、国と地方公共団体及び地方公共団体相互間の連絡協調、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進、電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進、郵政事業の適正かつ確実な実施の確保、公害に係る紛争の迅速かつ適正な解決、鉱業、採石業又は砂利採取業と一般公益又は各種の産業との調整並びに消防を通じた国民の生命、身体及び財産の保護を図り、並びに他の行政機関の所掌に属しない行政事務及び法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた行政事務を遂行することを任務とする。

# 一体総務省って何者？

- 「電気通信事業法」というのを所管しています。
- 「所管」というのは、その法律に書いてあることを実行したり、させたりすることです。日本の場合、「改正案」を作る権限も含まれていたりします。
- ということで、今日ここにいる人から見れば、
  - 「電気通信事業法」に書いてある「**電気通信のあるべき姿**」を実現するために、
  - そこに「総務省がやっていい」と書いてある**あらゆる手段をつかう**存在  
ということになります。

# じゃあ、電気通信事業法って何？

- 一言で言うと、「電気通信サービス」を使うお客さんになるべく幸せにしよう、という法律です。
- ので、「事業者さんを幸せにする」ことは、「本来は」眼中にありません。
- ただ、事業者さんが不幸すぎると、事業者さんが全滅してしまうので、「競争ルール」という名の下の「反則」を決めてあります。

# 結果、総務省は何をするの？

- 一言で言うと、「**審判役**」です。
- 「**役**」と強調したのは、「**本当の審判**」じゃないから。
- **ので**、「**本当の審判**」にお出ましいただく必要がないよう、日々「**発火**||**爆発**させない」ことを目標に、**色々**やっています。

# 「色々」の中身

- 大きく分けると3つ
  - ① 邪魔する
  - ② 煽る
  - ③ 覚悟してもらう

# 何で「邪魔する」の(-\_-#)

- 理由は大体2つくらい
  - ① 法律に「やっちゃだめ」と書いてある
  - ② 「やっちゃだめ」とはっきり書いてあるわけじゃないけど、「だめ」と言っておかないと世間が怖い

## 解決策

- ① 「『やっちゃだめ』とは書いていない」という理屈を考えてみる。
- ② 「だって、しょうがないじゃない」という世間への言い訳を一緒に考える。



# 煽るってなにやるの？

- その気になっている人の背中を押します
- 基本的には、下記のようなことをやります。
  - ① 予算をつけてみる
  - ② ガイドラインを作る
  - ③ 「やってもよいよ」と制度をいじってみる

頭の片隅にあることが、上記の状態と合致したら、「あー、やって欲しいんだな」と生暖かく受け止めてくれるとうれしいです。

# 覚悟を決めさせるって...

- 一言で言うと「やれ」と言っているに等しいです。
- 基本的には、下記のようなことをやります。
  - ① 色んな講演会で「〇〇なべきだ！」と言い出す
  - ② 「研究会の報告書」に「方向性」と称して書く
  - ③ 「やれ」と制度をいじってみる

基本的には、③に達する前に意を汲んでいただけると、全体的に幸せになります。もしくは、「〇〇と言い出した源泉」を叩かないと、絶対に止まりません。

# というわけで、中間のまとめ

- ▶ 一言で言うと「邪魔したくてしているわけじゃない」。
- ▶ 別に無理難題を押し付けるつもりはないのですが、「無理難題であること」を理解できない人が内部にはいます。外部にはもっと一杯います。
- ▶ というわけで、「無茶を言うな！」と言う前に、「それ無茶です」という「説明方法」を一緒に考えてもらえると、大変助かります(& お互い幸せになれる「はず」)

ので、

- ▶ 霞が関に「気楽に」遊びに来てください。  
(コーヒーくらいなら用意します)
- ▶ なんか始める前に、「こそっと」教えてくれると助かります(まあ、大抵の場合、紙を3枚出していただくのがせいぜいです)。
- ▶ 「困った困った」とウロウロするくらいなら、「困ってんだけど」と直接言ってください。

もうひとつお願い

- ▶ 不平・不満は、直接言ってください。
- ▶ その一言が世の中を変える「かも」。

と、いうわけで、  
「事前にあいただいたご質問」  
にお返事をば

Q:現在の日本のインターネットはいつからどういう理由で通信事業者以外も通信事業等の枠で縛られるようになったしまったのでしょうか？  
これらを今後統制していくつもりはあるのでしょうか？インターネットは管理されるべきでしょうか？

A: 最初からです。

1984年の電気通信事業法制定以来、「電気通信事業」の定義は変わっていません。単に「届け出」に切り替わったことで、「モグリ」が届け出るようになっただけでしょう。(それ以前でも直罰だったんですけどね)

なお、「統制／管理」については、「したいと思っているわけではないけど、やらないと世間は許してくれない」と思っています。

というか、なぜ「インターネット経由だと自由でいい」と思うんでしょうか？

## (参考)電気通信事業法第2条

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電気通信 有線、無線その他の電磁的方式により、符号、音響又は影像を送り、伝え、又は受けることをいう。
- 二 電気通信設備 電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電气的設備をいう。
- 三 電気通信役務 電気通信設備を用いて他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供することをいう。
- 四 電気通信事業 電気通信役務を他人の需要に応ずるために提供する事業(〇〇を除く。)をいう。
- 五 電気通信事業者 (略)
- 六 電気通信業務 (略)



Q:お墨付きを頂く際、各ISPおよび、某WGに参加しているISP連盟で行うことが多いように感じるのですが一つのISPがある件(送信ドメイン認証などのヘッダ改ざんなど)について見解・お墨付きを貰った際、総務省より全ISPに対して公表およびお墨付きを頂けないのでしょうか?また、各ISPごとに行う理由について、教えていただければ幸いです。

A: 残念ながら難しいです。我々として「内緒」にする理由は全くありませんが、皆さん「confidential」って書いた紙で説明に来るので…。

なお、改ざんヘッダメールのように「定性的」に処理できるものであれば、まとめて処理可能ですが、通信の秘密の検討の場合、「定量論」が絡むものも多いので、どうしても個別になりがちです。(詳細は後述)

Q: DOS攻撃時に、お隣のISPのHELPを求めるにしても、“通信の秘密縛り”があって二の足を踏んでしまう昨今です。なんとかしてよ、総務省さん！！

A: JAIPA、TCA、テレサ協、JCTAの4団体が共同ガイドラインを5月にまとめました。

加盟しているのであれば加盟団体に、どこにも入っていないのであればJAIPAに相談してください。

基本的には、「助けてコール」は何とかなるはずです。

Q: ISPのcache DNSサーバにてお客様からの private ip addressの逆引き、 \*.flets,\*.wpad,\* .fletsなどのDNSクエリーを blockするのは違法でしょうか？

A: ご質問の趣旨がよくわかりません。

なお、ISPのcache DNSに「すべてのクエリーに答える義務」ってありましたでしょうか？

Q: LGWANは本当にインターネットから切離されているの？

A: さあ？

私も(個人的な趣味の一環として)知りたいくらいですが、担当じゃない(旧自治省のお仕事)ので教えてもらえません。

なお、霞が関WANも全く同じ(旧総務庁のお仕事)です。

Q: 「通信の秘密」について。総務省の方に一度聞いてみたかったことがあります。

ISPやCATVではP2Pの通信などを抑えるために帯域制御装置を利用することがありますが、どこまでOKなのでしょう？

(略)

厳密な「通信の秘密」というのであれば(1)でペイロードを見た時点でほんとはすでにNG、という判断？だったらみんな困ってしまいますよね・・・実際どうなんでしょう？

A: まじめに回答すると、多分3時間くらいかかります。  
(あと、情報が少なすぎて、多分結論は出ません)

というわけで、「超簡単版」に挑戦！

# 通信の秘密について(法律)

電気通信事業法(抄)

(秘密の保護)

**第四条** 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

**2** 電気通信事業に従事する者は、在職中電気通信事業者の取扱中に係る通信に関して知り得た他人の秘密を守らなければならない。その職を退いた後においても、同様とする。

(似たような規定が有電法や電波法にもあるけど割愛)

# 「秘密を侵す」とは？

- ▶ 一般に、秘密の「知得」「漏えい」「窃用」の**それぞれ**が該当。
- ▶ なお、「人手」であろうが、「機械の自動処理」であろうが、「知得」に相当。
- ▶ **極論すると、「ルーティングのために dst IP をルーターがチェックする」ことも通信の秘密の侵害に相当。**

# 直罰規定が下らない手段

刑法(抄)

第一編 総則 第七章 犯罪の不成立及び刑の減免

(正当行為)

第三十五条 法令又は**正当な業務による行為**は、罰しない。

(正当防衛)

第三十六条 急迫不正の侵害に対して、自己又は他人の権利を防衛するため、**やむを得ずにした行為**は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、**やむを得ずにした行為**は、これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。



# 違法性阻却事由を満たすためには

- ▶ 一言で言うと「程度問題」。
  - なぜやりたいのか？（目的の必要性）
  - どうやるのか（行為の正当性）
  - 波及効果はどれくらいあるのか（手段の相当性）
- ▶ 特に「手段の相当性」は、バランス論でしかないので、「どれくらい困っているのか」がわからないと判断のしようがない。
- ▶ なお、「総務省が大丈夫と言った」というのは、刑事訴訟中、斟酌してもらえとは思いますが、「有罪／無罪」には影響を与えない（はず）。

# そんなんじゃないわかんねーよ(-x-#

- ▶ とりあえず、先ほどの4団体共同ガイドラインを一度読んでみてください。
- ▶ 「心底やりたい」と思っていることであれば、大抵のことは違法性が阻却されるんじゃないかなあ、と思います。  
(「この方が楽なのに」だとダメかも...  
「悔しいじゃん」だとかなり考えます)
- ▶ ただ電気通信事業法第6条(利用の公平)って奴もあるので、それはそれで判断が必要。

Q:海外だと国によっては、特定サイトへのアクセス制限を行っているのを聞くことがあるのですが、日本でもそういう事が行われる可能性はありますか？

その場合アクセス規制対象サイトは、国や委託機関で一方的に決めつけられるようになる可能性があるのでしょうか？

国による規制って思想や政治活動などの、弾圧も可能になりそうで怖さを感じます。

A: 可能性は否定しませんが、現実的ではないです。

少なくとも「放送法」というコンテンツ規制権限を持っている組織としては、「そんな権限は持ちたくない」というのが正直なところ。「何で取り締まらない！」と言われるばかりで、実際に発動するのはものすごく難しい)

Q:総務省では、「次世代ブロードバンド戦略2010」の中で、ブロードバンドゼロ地域を無くし、ブロードバンド普及率100%を目指すとのことですが、本当に2010年にブロードバンドゼロ地域がなくなるのでしょうか？

A: 担当であれば「なくします」と断言する気もしますが、担当でないので「なんか頑張ってますよ」としか言えません。

Q: ・通信の秘密の適用範囲は？

海外は、通信の秘密の適用度が低いと感じる。

そのため、アメリカの上流ISPなどから不正なPacketが流入している場合に、海外の企業が日本向けのトラフィックを解析する事は通信の秘密に抵触するか？

その場合、海外のISPなどは日本の法律罰せられるのか？

A: 日本の法律の適用範囲は、

- ・日本国内で実施
- ・日本人(法人)が実施
- ・日本人(法人)に対して実施

が限界です。

電気通信事業法に限って言うと、日本国外で海外の電気通信事業者の行う活動には適用されません。

と、いうわけで、  
「本音ベース」で Q&A

～ 「ここだけの話」と言ったら、  
メモ取り厳禁で ～

ありがとうございました  
これに懲りずに今後もご最良を

s-takamura[atmark]soumu.go.jp